

湘北地区社会福祉協議会 理事会運営規則

1. 総会構成メンバーと総会での役割

- ① 総会議案の作成及び提案は前年度理事会が行う。
- ② 総会議案の審議・決定は新年度評議員および新年度理事が行う。

2. 会費規定

- ① 各自治会の年会費を、定額分と世帯数比例分の合計とし、次年度の会費算出の基準世帯数はその年の1月1日現在のものとする。(入手可能な最新のものとする)
定額分は2,500円、世帯割り額は7円とする。
- ② その他の団体については団体の規模および性格により、総会または理事会に諮って個別に年会費を定める。
- ③ 個人会員の会費は無料とする。
- ④ 賛助会費の額は1口2,000円とする。
- ⑤ ライトタウンに於いては自治会に含まれる地域の世帯数により計算する

3. 評議員・理事の選出規定

- ① 地域毎の評議員定数は2～22名の範囲とし、地域の規模を考慮して決定する。加盟団体その他の評議員定数は2～8名とする。但し評議員の総数は80名以下とする。
- ② 理事は評議員のうちから選任する。地域毎の理事定数は2～7名の範囲とし、地域の規模を考慮して決定する。加盟団体その他の理事定数は2～8名とする。但し、理事の総数は40名以下とする。

4. 地域活動費の算出基準

- ① 地域活動費は、地域ごとの均等割額(15,000円)と戸数割り額の合計とし、次年度の地域活動費算出の基準世帯数はその年の1月1日現在のものとする。

5. 経費支出基準

- ① 湘北地区社協の要請により、市社協等の活動に出席するとき、交通費および活動費の弁済として旅費を支給する。旅費は1人1日500円とする。

以上

注) 2005年3月12日 制定
2007年4月21日 改訂
2008年2月17日 改訂

2010年4月25日 改訂
2013年4月21日 改訂
2016年4月15日 改訂 3ヶ所
2021年5月1日 改訂
(2-⑤ 追記)